

## 仙台市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則実施要領

(平成13年3月30日 都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平13年市規則第57号。以下「細則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(細則に定める書類の様式)

第2条 細則第3条第3項に定める増改築等調書は別記様式第1号による。

2 細則第6条第1項に定める特定既存耐震不適格建築物耐震改修等状況報告要求書は別記第2号による。

3 細則第6条第2項に定める特定既存耐震不適格建築物耐震改修等状況報告書は別記第3号による。

4 細則第6条第3項に定める特定既存耐震不適格建築物耐震診断等指示書は、別記様式第4号による。

5 細則第6条第4項に定める特定既存耐震不適格建築物耐震事項報告要求書は、別記様式第5号による。

6 細則第6条第5項に定める特定既存耐震不適格建築物耐震事項報告書は、別記様式第6号による。

7 細則第8条第1項に定める認定事業者変更届は、別記様式第7号による。

8 細則第8条第2項に定める認定事業者変更確認書は、別記様式第8号による。

9 細則第9条第1項に定める建築主事意見通知書は、別記様式第9号又は別記様式第10号による。

10 細則第9条第2項に定める計画の認定審査通知書は、別記様式第11号による。

11 細則第10条第1項、細則第16条第1項又は細則第19条第1項に定める認定不適合通知書は、別記様式第12号による。

12 細則第10条第2項、細則第16条第2項又は細則第19条第2項に定める認定不能通知書は、別記様式第13号による。

13 細則第11条第1項の規定に定める変更認定申請書は、別記様式第14号による。

14 細則第11条第2項の規定に定める変更認定通知書は、別記様式第15号による。

15 細則第12条第1項、細則第17条第1項又は細則第20条第1項の規定に定める認定申請取下申出書は、別記様式第16号による。

16 細則第12条第2項、細則第17条第2項又は細則第20条第2項の規定に定める認定取消申出書は、別記様式第17号とする。

17 細則第12条第3項、細則第17条第3項又は細則第20条第3項の規定に定める認定取消通知書は、別記様式第18号とする。

- 18 細則第13条第1項に定める耐震改修工事状況報告要求書及び耐震改修工事完了報告要求書は、それぞれ別記様式第19号及び別記様式第20号とする。
- 19 細則第13条第2項に定める耐震改修工事状況報告書及び耐震改修工事完了報告書は、それぞれ別記様式第21号及び別記様式第22号による。
- 21 細則第14条に定める改善命令書は、別記様式第23号による。
- 21 細則第15条に定める計画認定取消通知書は、別記様式第24号による。
- 22 細則第18条第1項に定める基準適合認定建築物耐震事項報告要求書は、別記様式第25号による。
- 23 細則第18条第2項に定める基準適合認定建築物耐震事項報告書は、別記様式第26号による。
- 24 細則第21条第1項に定める要耐震改修認定建築物耐震改修等状況報告要求書は、別記様式第27号による。
- 25 細則第21条第2項に定める要耐震改修認定建築物耐震改修等状況報告書は、別記様式第28号による。
- 26 細則第21条第3項に定める要耐震改修認定建築物耐震事項指示書は、別記様式第29号による。
- 27 細則第21条第4項に定める要耐震改修認定建築物耐震事項報告要求書は、別記様式第30号による。
- 28 細則第21条第5項に定める要耐震改修認定建築物耐震事項報告書は、別記様式第31号による。

(添付図書の縮尺等)

第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）第28条及び細則第7条の図書のうち、次の各号に掲げる図書の縮尺は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 付近見取図 任意
- (2) 配置図 1/100から1/1000
- (3) 各階平面図 1/50から1/400
- (4) 基礎伏図 1/50から1/400
- (5) 各階床伏図 1/50から1/400
- (6) 小屋伏図 1/50から1/400
- (7) 構造詳細図 1/10から1/100

2 省令第28条及び細則第7条の図書は、日本工業規格A4の大きさに折り畳むものとする。

(市長が別に定める機関)

第4条 細則第5条の市長が別に定める機関とは、次の各号のいずれかに該当する機関をいう。

- (1) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会
- (2) 前号の機関と同等であると市長が認める機関

2 前項第2号で市長が認める機関とは、次の各号を満たす機関をいう。

- (1) 耐震性能の評価（以下「評価」という。）の業務について、その業務遂行における知識及び経験を有する機関であること
- (2) 評価の公平性を期するため、外部の学識経験者及び外部の実務経験者等の占める構成比が過半であること
- (3) 評価に関する事務取扱いについて、自らの責務において処理できる機関であること

(表示等)

第5条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第22条第3項に基づき省令第35条第2項の表示を行った者は、表示完了報告書を市長に提出するものとする。

2 前項の表示完了報告書は、別記様式第32号による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年3月30日から実施する。

(仙台市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行要領の廃止)

2 仙台市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行要領（平成8年4月1日都市整備局長決裁）は廃止する。

附則（平成26年5月9日改正）

(施行期日)

この改正は、平成26年5月9日から実施する。